

情 個 審 答 申 第 2 号

平成22年 9月29日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

熊本市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年4月23日付け都活発第106-1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

まちづくり交付金評価委員会における文書等の開示請求に伴う請求拒否決定に対する異議申立てについて

- | | |
|--------|--|
| 文書等の件名 | 1 審議拒否して担当部署に審議差し戻しをする権限が、評価委員会委員長にあるとする法的根拠、法的権限等のわかる資料 |
| | 2 会議以前に事前調査、分析、審議等を実施したか、しなかったどうかのわかる資料 |

[諮問第1号]

別 紙

諮問第 1 号

答 申

1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った決定（請求拒否）は妥当である。

2 異議申立ての経緯

本件異議申立ては、異議申立人（以下「申立人」という。）が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、まちづくり交付金評価委員会の審議会項目が第 2 条(1)(2)(3)と規定されているにもかかわらず、審議拒否して担当部署に審議差し戻しをする権限が、まちづくり交付金評価委員会委員長にあるとする、法的根拠、法的権限等のわかる資料一式及び評価委員会運営要綱第 6 条「委員会は必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴くことができる。」とあるが、会議以前に事前調査、分析、審議等を実施したか、しなかったどうかのわかる資料一式（以下「本件文書」という。）を開示請求したことに対し、実施機関が開示請求拒否決定（不存在）を行ったことについて、当該決定の取消を求めたものである。

3 申立人の主張の趣旨

申立人が、異議申立書及び意見書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

まちづくり交付金評価委員会運営要綱第 2 条に、第三者機関による審議内容等の主旨が規定されているにも拘らず、委員会で「審議拒否」をしたにも拘らず、熊本市職員が、異議を唱え、責務の職務遂行を要請すべきなのに、何ら発言要請もなく許容の議事進行に賛同している議事録を見るに、業務遂行手続きに、なんら異議のない、法的根拠が現存するからに他ならない。

第 2 条を分析するに、審議遂行は理の当然であるにも拘らず、無視の業務市政を行なった職務怠慢があったとは、とても思われない。よって、不存在を取り消して、法的根拠を提示して戴きたい。

また、「内容が個別的であるため当該区画整理事業を～」との請求拒否理由説明書となっているが、「個別的内容」は審議しなくてよい、評価しなくてよいとする結論が、何に基づいて審議拒否に繋がるのか、市民調査参照資料等の検索が不明であり、結論に至る審議議事録が現存する筈である。

何らかの法的根拠によって、合意形成がなされた結論と思われるので、「不存在」を取り消して、「存在、法的根拠の提示」を執行して戴きたい。

4 実施機関の説明の趣旨

実施機関が、請求拒否理由説明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

国の定めたまちづくり交付金事後評価実施要領第5のまちづくり交付金評価委員会には、1に事後評価の実施に当たり第三者の意見を求める機関として委員会の設置と、2にまちづくり交付金評価委員会の役割として、(1)事後評価手続き等に係る審議、(2)今後のまちづくり方策等に係る審議と定められている。

これを受けて、熊本市では「まちづくり交付金評価委員会運営要綱」を設置し、第2条に委員会の所掌事務を規定し、本市のまちづくり交付金事業に対する意見具申のために必要な審議をするものとして運営されている。

以上より、既に交付しているまちづくり交付金評価委員会運営要綱以外に委員会の審議事項に関する根拠のわかる書類はないので、文書不存在である。

次に、事前調査、分析、審議等を実施したか、しなかったどうかのわかる資料一式については、平成22年1月29日付け都活第37号において、第2回まちづくり交付金評価委員会議事録の写しを交付しており、その議事録の中に「具体的な中身については、全文お手元のファイルに閉じこんであり、前回宿題として読んでくるようになっておりましたので、担当者より説明をお願いします。」とあり、各委員が個別に資料を読み込み、それぞれに分析し、その結果第2回まちづくり交付金評価委員会の審議において、内容が個別的であるため当該区画整理事業を所管する熊本駅周辺整備事務所が必要に応じて対応すると結論づけたものである。

よって、既に交付している議事録以外の書類はないので、文書不存在としたものである。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

開示請求書及び異議申立書からすると、本件文書は、次のとおりである。

- ア 審議拒否して担当部署に審議差し戻しをする権限が、まちづくり交付金評価委員会委員長にあるとする、法的根拠、法的権限等のわかる資料一式に関する文書
 - イ 会議以前に事前調査、分析、審議等（以下「事前調査等」という。）を実施したか、しなかったどうかのわかる資料一式に関する文書
- このうち、アについて申立人は、第2回まちづくり交付金評価委員会議事録にお

ける「細部にわたり意見・情報あるいは苦情といった内容になっております。一方、私ども委員会はまちづくり交付金事業の個別の事業の中身について踏み込まないという立場にあります。そこで、委員長の提案といたしまして、この意見につきましては当該事業の担当部署、すなわち土地地区画整理事業の担当部署に全ての文をお渡しして、ご検討いただくようお願いするという事で、この委員会としては市民からの意見の内容については、特段の議論をしないという立場をとっていきたいと考えますが、～」という委員長発言（以下単に「委員長発言」という。）を見て「審議拒否して担当部署に審議差し戻しをする」と表現している。当審議会では、この申立人の表現が正しいかどうかの判断はしないため、アの文書は、委員長発言の法的根拠、法的権限等のわかる資料一式に関する文書と読み替えて判断する。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

当審議会においては、条例に基づき請求拒否（不存在）の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

(3) 本件文書の存否について

① アの文書について

委員長発言の前段部分は委員会の立場について述べられており、その根拠として市で制定したまちづくり交付金評価委員会運営要綱並びに国が定めているまちづくり交付金事後評価実施要領及びまちづくり交付金評価の手引きがあるにすぎず、それ以外の委員会の立場について言及される文書の存在は認められなかった。そして、これらの文書を委員長が読んだ上で前段部分のような見解を持つに至ったということも十分考えられるので、前記文書以外の文書が存在しないことについて、不合理性は認められない。委員長発言の後段部分は、前段部分の内容を踏まえた委員長の提案として他の委員全員に対し発言したものであるので、根拠となる文書が存在しなくとも不合理性は認められない。

② イの文書について

会議以前に事前調査等を実施した場合は、何らかの記録を残すことも考えられるが、実施していない場合は、「実施していない記録」というものは、通常考えられない。議事録によれば「前回宿題として読んでくるとなっておりました」との委員長の発言があり、各委員が市民からの意見を読んだことは推察されるが、事前調査等を実施した事実は認められない。また、申立人の主張からは事前調査等が実施されたことを推認させる事実もないことから、事前調査等は実施されなかったとみるべきであり、そうであれば、記録が存在しなくとも不合理性は認められない。

以上により、文書は不存在であるとする実施機関の主張は信じるに足りると認められ、本件文書はいずれも存在しないと認められる。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 江 藤 孝

会長職務代理者 荒 木 昭次郎

委 員 大 江 正 昭

委 員 高 木 絹 子

委 員 馬 場 啓

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 1 年 4 月 2 6 日	熊本市長から諮問を受けた。
平成 2 2 年 5 月 1 4 日	実施機関から請求拒否理由説明書を受理した。
平成 2 2 年 6 月 1 0 日	異議申立人から請求拒否理由説明書に対する意見書を受理した。
平成 2 2 年 6 月 2 5 日	諮問の審議を行った。
平成 2 2 年 8 月 6 日	諮問の審議を行った。
平成 2 2 年 9 月 2 9 日	答申（案）の審議を行った。